

監査公表第 14 号

令和 8 年 6 月 24 日

周南市監査委員 久 行 竜 二

周南市監査委員 福 田 文 治

定期監査結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

1 監査の対象

選挙管理委員会事務局

2 監査の範囲

令和 7 年 4 月（指定した一部の事務については令和 6 年 4 月）から令和 8 年 2 月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和 8 年 4 月 10 日（金）から 6 月 18 日（木）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 文書の収発、整理及び保存は適切か。

(2) 支出事務

- ア 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
- イ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約事務

- ア 決裁区分は妥当か、不要な合議が行われていないか。
- イ 収入印紙は契約金額に応じて貼付され、かつ消印されているか。
- ウ 文書は適正に整理、保存されているか。
- エ 契約書は適正に作成されているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、おおむね適正に処理されていた。

なお、軽微な事項（合計 13 件）については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。